

地域建設業経営強化融資制度に関する取扱基準

(平成21年2月2日告示第11号)

(目的)

第1条 この基準は、徳島市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。以下「工事」という。)を受注している建設業者が、公共工事に係る工事請負代金の債権の譲渡を活用した地域建設業経営強化融資制度(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「融資制度」という。)を利用する場合における、工事請負契約書(平成24年10月1日徳島市告示第187号)第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる者)

第2条 債権譲渡承諾の対象となる者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者のうち、徳島市が発注した工事を受注、施工している建設業者(以下「受注者」という。)とする。

(対象となる工事)

第3条 融資制度の対象となる工事は、予定価格が130万円を超えるものとする。ただし、次の各号に掲げる工事を除くものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 次に掲げる工事を除く、継続費若しくは債務負担行為又は歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 継続費又は債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 徳島市が役務的保証を必要とした工事
- (4) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度に係る受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(受注者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成1

9年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債券発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第5条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合には、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する徳島市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の徳島市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項に規定する工事請負代金債権の額は、契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合は、変更後の金額とする。この場合において、受注者は、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを添付し、通知するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第6条 融資制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)が当該工事に関して当該受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(債権譲渡の承諾時期)

第7条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高(第3条第2号アに掲げる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1に到達したと認められる日以降に行うものとする。

(債権譲渡の承諾に必要な申請書類)

第8条 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次の書類を当該工事の受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1-1又は様式1-2) 1通
- (2) 工事履行報告書(様式3) 1通
- (3) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により、工事請負代金債権の譲渡に関して保証人等の承諾が義務付けられている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡承諾の処理手続)

第9条 当該工事における徳島市の契約担当者(以下「契約担当者」という。)は、次の各号に定める手続に従い、債権譲渡の承諾事務を行うものとする。

- (1) 契約担当者は、申請書類受理後、次条に規定する事項を確認した上で速やかに承諾のための手続を行うものとする。

- (2) 契約担当者は、申請書類受理後、前条に規定する申請書類のうち、工事履行報告書（様式3）を当該工事の監督を行う者（以下「工事担当者」という。）に回付し、工事担当者の確認を得るものとする。この場合において、工事担当者が第7条に規定する工事の出来高を確認した場合は、工事履行報告書（様式3）中工事担当者確認欄に押印の上、契約担当者に回付するものとする。
 - (3) 契約担当者は、債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。
 - (4) 契約担当者は、債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾に係る通知（様式2-1又は様式2-2）を受注者及び債権譲渡先に交付するものとする。ただし、当該通知の交付にあたっては、郵送する場合は配達証明扱いとし、直接交付する場合は受領書を徴するものとする。
- 2 契約担当者は、債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾に係る通知（様式2-1又は様式2-2）を受注者及び債権譲渡先に交付した場合は、当該通知の写しを付して、工事請負代金支払担当課に対して、債権譲渡の承諾を行った旨通知するものとする。

（申請書類の確認時における留意事項）

第10条 契約担当者は、次の事項に留意して申請書類の確認を行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1-1又は様式1-2）については、譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 工事履行報告書（様式3）により、当該工事の出来高が最新の工事請負代金額の2分の1以上であること。
- (3) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により、工事請負代金債権の譲渡に関して保証人の承諾が義務付けられている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書が提出されていること。
- (4) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約書の規定に基づき徳島市が契約を解除するおそれがないこと。

（債権譲渡の不承諾）

第11条 契約担当者は、第2条に規定する対象となる者に該当しない場合、第3条に規定する対象工事に該当しない場合、第8条に規定する申請書類の提出がない場合又は前条に規定する事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の場合には、契約担当者は、受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾に係る通知（様式5）を交付しなければならない。

（債権譲渡の通知）

第12条 受注者及び債権譲渡先は、徳島市による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて契約担当者に次の書類を配達証明郵便にて提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡通知書（様式6） 1通

(2) 債権譲渡契約証書（参考様式 1 - 1 又は参考様式 1 - 2）の写し 1 通

(3) 発行日から 3 ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各 1 通

2 受注者は、徳島市による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、工事請負契約書第 4 条の規定に基づく当該工事の契約の保証を行う金融機関、保証事業会社又は保険会社に対して債権譲渡通知書（様式 6）の写し及び債権譲渡契約証書（参考様式 1 - 1 又は参考様式 1 - 2）の写しを添付し、債権譲渡を行った旨を通知するものとする。

（振込口座の変更）

第 1 3 条 契約担当者は、債権譲渡通知書（様式 6）を受理した場合は、遅滞なく工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定口座に変更するものとする。

（支払計画等の提出）

第 1 4 条 受注者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請業者等への代金の支払状況及び融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請業者等への支払状況等について、支払状況・支払計画書（参考様式 2）を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。また、保証事業会社においては、債権譲渡先から支払状況・支払計画書（参考様式 2）の写しの交付を受けて確認するものとする。

（出来高確認）

第 1 5 条 融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等において、出来高確認が必要な場合は、原則として債権譲渡先が出来高確認を行う。

2 債権譲渡先は、前項による出来高確認を行うにあたり、現地確認の必要がある場合は、契約担当者に対して工事出来高確認協力依頼書（様式 7）を提出しなければならない。この場合において、契約担当者は、工事担当者と協議のうえ、工程に支障のない範囲内で工事現場への立ち入りを承認するものとする。

（融資実行の報告）

第 1 6 条 受注者及び債権譲渡先は、徳島市の債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて契約担当者に融資実行報告書（様式 8）を提出しなければならない。

2 受注者は、当該工事に関する資金貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに契約担当者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

（債権金額の請求）

第 1 7 条 債権譲渡先は、当該工事が徳島市による検査に合格し、引き渡しを行った場合でなければ、債権金額を請求することができない。

2 債権譲渡先は、債権金額の請求にあたって、次の書類を提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書（様式 9） 1 通

(2) 債権譲渡承諾に係る通知（様式2-1又は様式2-2）の写し 1通

(3) 債権譲渡契約証書（参考様式1-1又は参考様式1-2）の写し 1通

3 受注者及び債権譲渡先は、徳島市が債権譲渡の承諾を行った日以降は、工事請負契約書に規定する前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできない。

（請求書類の確認）

第18条 契約担当者は、債権譲渡先から債権金額の請求があった場合、前条第2項各号に規定する書類に基づいて、請求者の請求権及び債権金額等を確認するものとする。

2 契約担当者は、前項に規定する確認を行った後、前条第2項各号に規定する書類を工事請負代金支払担当課に回付するものとする。

附 則

この取扱基準は、告示の日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和3年4月1日から施行する。